

弁護士費用のご案内(消費税込)

1 法律相談のみの場合

1時間 5千～1万円

ただし、債務整理の初回相談は無料です。

2 離婚調停を依頼する場合

着手金(初期費用)として、10～40万円

調停手続で離婚が成立の場合は、報酬(後払費用)として、20～30万円+相手方から得た金額の1～2割の金額が必要です。

※なお、調停が不成立に終わり裁判に進む場合は、別途費用が必要です。

3 借金の任意整理(月々の支払額の減額、支払い総額の減額、過払金の返還請求など)を依頼する場合

着手金(初期費用)として、交渉相手1社あたり1～5万円

※なお、交渉によって払いすぎたお金を取り戻したり債務が減額できた場合には別途費用がかかる場合があります。

4 自己破産で借金整理を依頼する場合

着手金(初期費用)として、金10～30万円

報酬(後払費用)として、金10～30万円

5 刑事事件の弁護を依頼する場合

着手金(初期費用)として、金20～40万円

刑の減輕、執行猶予、無罪などの場合には、報酬(後払費用)として、金20～40万円が必要です。

6 その他

交通事故、労働事件、医療過誤などのご相談にも応じています。費用については弁護士までお問い合わせください。

※上記費用はあくまでも目安です。

事案の難易や個別の事情によって金額は異なりますので、弁護士に正式に依頼する際によくご確認ください。

また、弁護士費用とは別に、実費(裁判所に納める手続費用など)が必要となることもあります。

◆費用の負担が困難な場合であっても、次のような方法があります。

(1) 「民事法律扶助制度」による援助

以下の条件を満たした場合、「法テラス」という公的機関から、法律相談料の援助や弁護士費用の立替払いの援助(これを「民事法律扶助」といいます。)を受けることができます。

当事務所の弁護士が手続を行いますので、お気軽にご相談ください。

[条件]

- ①資力が基準を充たしていること
- ②事件の解決の見込みがあること
- ③民事法律扶助制度の趣旨に適すること

※ たとえば、「①資力が基準を充たしていること」という条件は、本人と配偶者の手取り月収額(賞与を含む)の合計額が以下の基準を満たしていることが目安となります。

1人家族 18万2,000円以下であること

2人家族 25万1,000円以下であること

3人家族 27万2,000円以下であること

4人家族 29万9,000円以下であること

ただし、事件の相手方が配偶者であったり、家賃や住宅ローンを負担していたり、同居の家族が家計に貢献している場合など、場合によって基準も異なりますので、詳しいことは遠慮なく弁護士にお聞きください。

※ 法テラスのHPは以下のとおりです。

・法律相談について [http://www.houterasu.or.jp/service/taimen\\_soudan/](http://www.houterasu.or.jp/service/taimen_soudan/)

・弁護士費用の立替払いについて <http://www.houterasu.or.jp/service/hiyoutatekae/>

(2) その他、弁護士自身も分割払いや後払いのご相談に応じております。遠慮なくご相談ください。